

議案第 1 4 号

君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 5 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 1 3 年法律第 3 1 号）  
の一部改正に伴い、条例の規定を整理するため、君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成  
に関する条例（平成 8 年君津市条例第 2 1 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例（平成8年君津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第5号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 この条例において「ひとり親家庭」とは、児童の父若しくは母であつて次の各号のいずれかに該当するものがその児童を監護する家庭又は児童に父母がないか若しくは児童の父母がその児童を監護しない場合において、当該児童の父母以外の者であつて次の各号のいずれかに該当するものが当該児童を養育する家庭をいう。</p> <p>(1) ～(4) 省略</p> <p>(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項又は第10条の2の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた者</p> <p>(6) ～(7) 省略</p> <p>4 省略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 この条例において「ひとり親家庭」とは、児童の父若しくは母であつて次の各号のいずれかに該当するものがその児童を監護する家庭又は児童に父母がないか若しくは児童の父母がその児童を監護しない場合において、当該児童の父母以外の者であつて次の各号のいずれかに該当するものが当該児童を養育する家庭をいう。</p> <p>(1) ～(4) 省略</p> <p>(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項_____の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた者</p> <p>(6) ～(7) 省略</p> <p>4 省略</p>